

◎PTA・青少年教育団体共済法

(平成二二年六月二日法律第四二号)(衆)

一、提案理由(平成二二年五月一八日・衆議院本会議)

○田中眞紀子君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、PTA及び青少年教育団体が実施する共済事業の状況を踏まえ、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、PTA及び青少年教育団体は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとする。

第二に、PTAが行うことができる共済事業は、PTAが主催する活動における幼児、児童、生徒もしくは学生、保護者及び教職員の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒の災害を対象とするこ

と、

第三に、青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること、

第四に、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため、必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務または会計の状況に関し報告または資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとする等であります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。
本案は、去る十四日の文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文部科学委員長報告(平成二二年五月二六日)

○水落敏栄君 たいいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、P T A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであります。

委員会におきましては、田中真紀子衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。